

平成 2 6 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

8 月定例会
(8 月 28 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 3 号〉

平成 26 年 8 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 3 号 8 月 28 日（木）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名（12 番 吉岡 多美子さん、13 番 八木 嘉之君）	3
会期の決定	3
議案第 6 号上程（管理者提案説明）	3
議案第 6 号（質疑・討論）	9
5 番 山内善男君 反対討論	9
6 番 西澤伸明君 反対討論	10
議案第 6 号（採決）	10
議案第 7 号上程（管理者提案説明）	11
議案第 7 号（質疑・討論）	12
議案第 7 号（採決）	13
議案第 8 号上程（管理者提案説明）	13
議案第 8 号（質疑・討論）	14
議案第 8 号（採決）	14
議案第 9 号上程（管理者提案説明）	14
議案第 9 号（質疑・討論）	16
議案第 9 号（採決）	16
議案第 10 号上程（管理者提案説明）	16
議案第 10 号（質疑・討論）	17
議案第 10 号（採決）	17
議案第 11 号上程（管理者提案説明）	18
議案第 11 号（質疑・討論）	18
議案第 11 号（採決）	18

一般質問

8番 今村恵美子さん	質問	19
		紫雲苑改築工事入札は、経費節減と談合防止が出来ていないことについて	19
山田総務課長	答弁	21
高田事務局長	答弁	26
大久保管理者	答弁	27
5番 山内善男君	質問	27
		湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の解散について議会に説明がないことについて	27
		彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会について.....	28
		中山投棄場埋め立て終了後の不燃ごみ処理計画について	28
山岸建設推進室長	答弁	29
村上建設推進室主幹	答弁	30
中山投棄場主幹	答弁	30
6番 西澤伸明君	質問	37
		中山投棄場埋め立て終了後の不燃ごみ処理計画について	37
		彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会の設置について.....	38
中山投棄場主幹	答弁	39
村上建設推進室主幹	答弁	41
山岸建設推進室長	答弁	41
閉会		45

付録

全員協議会（平成26年8月28日）	47
-------------------	-------	----

8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第3号）

平成26年8月28日（木）

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第6号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第4 議案第7号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第5 議案第8号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第6 議案第9号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第7 議案第10号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第8 議案第11号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第9 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第6号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第6号 平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
- 日程第4 議案第7号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第7号 平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第8号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第8号 彦根愛知犬上広域行政組合の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第9号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第9号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例案
- 日程第7 議案第10号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第10号 彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第8 議案第11号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）

議案第 11 号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第 9 一般質問

会議に出席した議員（17名）

2番	西川正義君	12番	吉岡 弘ミ子さん
3番	土田一善君	13番	八木 嘉之君
4番	佐々木康雄君	14番	辻 真理子さん
5番	山内善男君	15番	安居正倫君
6番	西澤伸明君	16番	安澤 勝君
7番	深田治夫君	17番	河村善一君
8番	今村恵美子さん	18番	外川善正君
10番	上杉正敏君	19番	北村 收君
11番	田中滋康君		

会議に欠席した議員（2名）

1番	木村 修君	9番	小川 喜三郎君
----	-------	----	---------

議場に出席した事務局職員

事務局長	高田秀樹	事務局副主幹	木田正信
事務局次長	山田禎夫	書記	高橋 大

会議に出席した説明員

管理者	大久保 貴君	事務局長	高田秀樹君
副管理者	伊藤定勉君	総務課長	山田禎夫君
副管理者	北川豊昭君	中山投棄場長	片岡 聡君
副管理者	宇野一雄君	紫雲苑場長	茶木作夫君
副管理者	久保久良君	建設推進室長	山岸将郎君
会計管理者	西田哲雄君	中山投棄場主幹	水森豊孝君
		建設推進室主幹	村上義一君

午後 2 時 03 分開会

○議長（北村收君） それでは、ただいまから平成 26 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、17 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 26 年 8 月定例会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（北村收君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、12 番吉岡 忍ミ子さん、13 番八木嘉之君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（北村收君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

日程第 3 議案第 6 号 上程（管理提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（北村收君） 次に、日程第 3、議案第 6 号平成 25 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔木田議会事務局職員朗読〕

○議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） 議案第 6 号平成 25 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、お手元の議案書で、別冊となっております議案第 6 号平成 25 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについての説明を申し上げます。

財政状況の厳しい折、予算執行におきましては十分留意をしまして、極力、経費の節減に努めてまいりました結果といたしまして、平成 25 年度一般会計歳入歳出につきましては、それぞれ総額 3 億 331 万 2,000 円に対しまして、歳入決算額は 3 億 587 万 2,994 円、歳出決算額は 2 億 9,838 万 4,352 円、歳入歳出差引額は 748 万 8,642 円となりました。

なお、本決算に関しましては、去る 7 月 16 日に、監査委員による決算監査を実施していただき、決算にか

かります調書、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符号しており、計数は正確で適正に表示されているものと認めた、との監査意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

詳細につきましては、事務局から説明申し上げますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（北村收君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） それでは、議案第6号平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、お手元の別冊となっております平成25年度一般会計歳入歳出決算書によりまして、決算の内容をご説明させていただきます。

8月20日に開催されました組合議会全員協議会で局長より詳細にわたり、説明がなされておりますので、本日は、平成25年度の主要な部分について抜粋し、説明をさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1ページをお開き願ひしたいと思います。歳入予算額および歳出予算額はそれぞれ3億331万2,000円でございます、これに対しまして歳入決算額は3億587万2,994円

で、歳出決算額は2億9,838万4,352円、歳入歳出差引残額は748万8,642円となり、この残額748万8,642円は、決算上剰余金としまして、地方自治法第233条の2の規定によりまして、平成26年度の歳入に編入するものでございます。2ページ及び3ページにつきましては、歳入歳出の総括でございますので、詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により、ご説明をさせていただきます。4ページをお開き願ひしたいと思います。まず歳入の事項別明細書でございます。第1款分担金及び負担金第1節市町分担金につきましては、中山投棄場建設にかかります起債償還経費としまして、1,092万8,000円、また、第1節市町負担金につきましては、管理運営経費としまして2億4,502万円でございます。なお、各構成市町別の内訳は、それぞれ備考欄のとおりでございます。5ページをご覧頂きたいと思ひます。第2款使用料及び手数料は、合計で3千21万2,720円を収入いたしました。第1節斎場使用料につきましては、人体、動物の火葬等で合計2,481件を取扱ひいたしまして、2,583万9,000円を収入いたしました。第2節投棄場使用料は、有料取扱ひの埋め立てごみで、その埋め立て処理といたしまして、437万3,720円を収入いたしました。内訳につきましては

は、それぞれ備考欄のとおりでございます。次に、第4款繰入金、第1節退職手当基金繰入金につきましては、職員1名の退職によりまして、基金を取崩し、429万4,854円の繰入でございます。6ページをお開き願いたいと思います。第5款繰越金、第1節前年度繰越金につきましては、前年度からの繰越金として1,505万351円を収入いたしました。次に、第6款諸収入は、合計で12万7,315円を収入いたしまして、内訳として第1項預金利子第1節預金利子につきましては利息等で286円を収入いたしました。第2項雑入第1節雑入につきましては、備考欄に記載の内訳のとおりでございます。12万7,029円を収入いたしました。以上が歳入の決算でございますが、歳入合計の欄でございますが、予算現額計3億331万2,000円に対しまして、収入済額3億587万2,994円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。収入率にいたしまして100.84%でございます。

次に、歳出の事項別明細書を説明させていただきます。7ページをご覧いただきたいと思います。第1款議会費につきましては、議会運営に要しました経費でございます。第9節旅費のみでございますけれども、6月、12月の全員協議会、臨時会、8月、2月の全員協議会、定

例会の計8回分の議員費用弁償として24万円を支出いたしました。次に、第2款衛生費、第1節報酬は、監査委員2名の報酬で、16万8,000円を支出いたしました。第2節給料は合計で5,027万103円、第3節職員手当等は、通勤手当をはじめ、期末勤勉手当や時間外手当、退職手当等として合計で4,254万8,334円を支出いたしました。第4節共済費は、滋賀県市町村職員共済組合費、滋賀県市町村職員互助会費等、社会保険料、雇用保険料等で合計で1,759万2,108円を支出いたしました。8ページをお開き願いたいと思います。第7節賃金は、嘱託職員として投棄場場長1名、臨時職員として斎場に2名と投棄場に1名、総務課に1名、合計では5名分で860万8,771円を支出いたしました。第13節委託料は、滋賀県市町村職員共済組合への職員健康診断委託、顧問弁護士料、懲戒処分取消等請求事件の裁判訴訟委任弁護士費用で144万7,359円を支出いたしました。第14節使用料及び賃借料は、コピー、FAX複合機のリース料、豊栄のさと事務所使用料等で、合計134万1,660円を支出いたしました。第19節負担金、補助及び交付金は、社会保険協会費、組合の職員互助会への補助金、市町派遣職員の退職手当組合負担金、職員研修受講負担金で、合計399万

3,162 円を支出いたしました。9 ページをご覧くださいと思います。

次に、第 2 目財政調整基金積立金は、前年度繰越金からの積立分と、定期預金の利息分、合計 1,022 万 1,593 円を積立てをいたしました。第 3 目投棄場重機・施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で 20,155 円を積立ていたしました。第 4 目斎場施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で 15 万 40 円を積立ていたしました。第 5 目退職手当基金積立金は、プロパー職員 8 名分に係りまず、滋賀県市町村職員退職手当組合により定められた率の積立分と、定期預金の利息分で合計 365 万 2,649 円を積立ていたしました。次に、第 2 項保健衛生費、第 11 節需用費は、事務用品、火葬時に使用いたします消耗品費、火葬用灯油等の燃料費、来客用茶葉等の食糧費、領収証書の印刷などの印刷製本費、電気・水道等の光熱水費、火葬炉の経年劣化に伴います修理に伴います修繕費で、合計 1,386 万 6,468 円を支出いたしました。10 ページをお開き願いたいと思います。第 13 節委託料は、火葬施設の維持管理、設備の法定点検等に関し、必要となる業務委託や平成 25 年度におきましては、紫雲苑改築工事实施設計委託を行いまして合計 2,835 万 1,732 円を支出い

いたしました。11 ページをご覧くださいと思います。次に、第 3 項清掃費、第 7 節賃金は、中山投棄場の搬入物検査宿日直員の賃金で、合計 669 万 9,070 円を支出いたしました。第 8 節報償費は、投棄場建設に係る地元との協定に基づく地元協力感謝金で、合計 185 万円を支出いたしました。第 11 節需用費は、事務用品や浸出水処理用薬品、公用車、重機等の燃料費、会議用お茶購入の食糧費、計量伝票など印刷物に係ります印刷製本費、電気、水道等の光熱水費、浸出水処理設備、脱水設備、重機の経年劣化に伴いますところの修繕料で、合計 2,833 万 1,111 円を支出いたしました。第 13 節委託料は、中山および日夏投棄場の浸出水処理施設の維持管理、設備の法定点検、法令、公害防止等防止協定に基づきます水質検査等に関し、必要となる業務委託を行いまして合計で 3,346 万 8,566 円を支出いたしました。12 ページをお開き願いたいと思います。第 15 節工事請負費は、埋め立てする廃棄物によりまして、既設の遮水シートの破損を防ぐための遮水シート保護工事、覆土置場復旧および最終覆土工事、ガス抜き枠の設置工事、合計 2,959 万 2,150 円を支出しました。13 ページをご覧くださいと思います。第 16 節原材料費は、覆土

用の山土や碎石の購入でございまして、合計 105 万 2,100 円を支出いたしました。次に、第 2 目塵芥焼却場費でございしますが、新しいごみ処理施設の建設に係ります建設推進室の運営に要した経費でございまして、予算現額 583,000 円に対しまして、506,772 円を支出をしたところでございます。次に、第 3 款公債費第 1 項公債費でございしますが、投棄場の建設改修に当たりまして、借入れを行いました投棄場の施設整備事業債に係る償還として、合計で 1,092 万 7,498 円を支出いたしましたところでございます。内訳につきましては、元金償還金として 1,051 万 2,550 円。14 ページにわたりますして、第 2 目利子につきましては、利子償還金といたしまして 414,948 円を支出したところでございます。次に、第 4 款予備費第 1 目予備費は、100 万円を計上しておりましたが、執行はございませんでした。以上が、歳出の決算でございまして、歳出合計の欄でございしますが、予算現額 3 億 331 万 2,000 円に対しまして、支出済額 2 億 9,838 万 4,352 円で、翌年度繰越額はなく、不用額は 492 万 7,648 円でございました。執行率にしまして 98.38% でございました。

次に、15 ページをご覧くださいと思います。実質収支に関する調書でございしますが、区分 3 の歳入

歳出差引額は 748 万 9,000 円で、翌年度へ繰越すべき財源はございませんで、区分 5 の実質収支額は同額の 748 万 9,000 円でございます。

次に、16 ページをお開き願いたいと思います。財産に関する調書でございします。1 公有財産の(1) 土地および建物の状況につきましては、前年度と増減はございません。

次に、17 ページをご覧くださいと思います。2 物品につきましては、購入価格 50 万円以上の物品の状況でございしますが、約 30 年前に紫雲苑に配備された除雪機が以前から故障しておりまして車庫にありました。部品もなく修理不可能ということで廃棄処分といたしましたのでその分が減となっているものでございます。3 基金につきましては、決算年度末の現在高といたしまして、4 つの基金の合計で、3 億 1,070 万 3,088 円でございます。増減高といたしましては、対前年比で 974 万 9,583 円の増加となりました。以上が、平成 25 年度一般会計歳入歳出決算でございます。

次に、別添、お手元でございます主要施策の成果および事務報告書について、ご説明をいたします。1 枚おめくりいただきますと、目次になってございます。決算から見た主要な施策の成果と事務報告書、関連する附属資料によって構成されて

いるものでございます。2ページをお開き願いたいと思います。平成25年度決算の状況で上段の表をご覧くださいますと、平成25年度は、前年と比較しますと、歳入で1億8,244万7,000円の減、歳出で1億7,488万6,000円の減、差引増減で756万1,000円の減となり、実質収支も同額の減となっております。

次に中段の歳入の表をご覧くださいますと、歳入の総額は3億587万3,000円で、分担金および負担金2億5,594万8000円は構成比が83.7%と歳入の根幹となっております。歳入全体としましては、前年度と比較いたしまして1億8,244万7,000円の減でございまして、増減率は37.4%の減となりました。これは平成24年度に積立てました斎場整備基金積立金1億円を平成25年度は積立てなかったことや、平成10年3月25日借入分の一般廃棄物処理事業債の完済によるものでございます。次に3ページをお開きご覧くださいたいと思います。歳出決算額につきましては2億9,838万4,000円で予算額の98.4%を執行し、斎場施設整備基金積立がなかったことや、一般廃棄物処理事業債の完済、入札執行残などにより対前年比1億7,488万6,000円の減少となりました。次に4ページ、5ページを、お開き願いたいと思います。まず、目

的別歳出の前年度と比べた主な増減内容につきましては議会費17万2,000円の増加、衛生費につきましては、6,484万5,000円の減少で、基金積立による斎場施設整備基金積立金がなかったことによる減少、中山投棄場覆土置場復旧工事など工事請負費の増加によるものでございます。また、性質別歳出の前年度と比べた主な増減内容につきましては、職員が1名退職したことによります退職手当などにより人件費が17万円の増加、物件費は中山投棄場臨時職員の賃金の減少、修繕料のうち火葬炉の修繕、投棄場浸出水処理施設の修繕について本来計上すべき維持補修費に計上したことによりまして、2,393万6,000円の減少でございました。したがって維持補修費につきましては1,759万2,000円の増加となっているところでございます。扶助費につきましては45万5,000円の減少でございました。補助費等につきましては160万8,000円の減少でございました。積立金は1億518万8,000円の減少でございました。普通建設事業費は、4,875万2,000円の増加となっているところでございます。おわりにでございますが、平成25年度一般会計の歳入歳出決算における主要な施策の成果について、その概要を説明いたしましたけれども、予算の執行は各所属に

わたっておりますので、11 ページ以降の事務報告書と併せて、ご参照いただければと思います。

今後におきましては、当組合の財源の根幹となる分担金および負担金が、財政厳しい中での構成市町からのご負担であることを肝に命じまして、計画的かつ適正に事業推進に努めてまいりたいと思っているところでございます。以上が平成 25 年度の決算書および主要な施策の成果および事務報告書でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。

以上で、議案第 6 号に対する質疑を終結いたします。

○議長（北村收君） これより、討論を行います。討論はありませんか。山内善男君。

○5 番（山内善男君） 議案第 6 号平成 25 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてに反対討論を行います。今ご説明いただきましたけれども、この中で、衛生費で委託料、決算書によりますと 10 ページになりますけれども、この中で紫雲苑の改築工事実施設計委託業務 2,299 万 5,000 円があります。既に

起工式も終わって工事に着手されているわけですがけれども、従来私たち日本共産党議員、各市町の議員は紫雲苑の改築工事については、紫雲苑が築 30 年しか経過していない、そういう立場から、なぜ全面改築なのかと言う事を従来から申し上げて参りました。当初広域行政組合の方からも、2004 年に火葬炉部分だけの取替の改修で約 4 億円程度の事業計画を提起をされた事もあります。昨年この定例議会で、全面建替えの計画が示され 11 億 5,400 万円の提起がさらに、昨年では 12 億 3,638 万 9,000 円の提起があり、当初の提起から 9,200 万円の予算の増額が見られました。私たちは、住民の負担をできるだけ軽くするという点で部分改修で十分いける、これは当該の直接労働者の声も聞きながらそういうことで、実際の紫雲苑の状況なども拝見させていただいて、確信をもって部分改修で十分いけるという事を提起をさせていただきました。しかし、残念ながら全面改築という事で大きな金額投入が行われることになりました。その中で、実施設計の委託業務の決算が入っているという点で残念ながら反対をする討論といたします。以上です。

○議長（北村收君） 他に討論はありませんか。西澤伸明君。

○6 番（西澤伸明君） 続けて、私

も反対討論です。山内議員が先ほど言われました討論を全面的に支持した上で、私は紫雲苑の改築問題については、決算書の17ページにあります斎場の設備の基金、決算額でも年度末で1億4,600万円あまりの基金が積立てられています。山内議員も指摘されましたが、当初の計画ですと4億程の金額が提示されたこともありました。そういう点では、この範囲内とはいきませんが、支出の持ち出しを、極力下げることが出来る見通しがこの基金のなかでも表れています。そのことを付けたしておきたいと思います。そして、私は歳入の部、分担金負担金の不公平な設定を改善すべき事を求めて反対討論としたいと思います。広域行政組合において、単位自治体だけでは処理出来ない事業を共通条件の元で共同処理する事自体を否定するものではありません。むしろ長所をいかすべきだと考えています。一方広域行政組合は、住民から不当となるマイナス面をしっかりと見据えてカバーするルールが必要であります。そして、そこには単位自治体間の対等平等の原則、自主性の原則が尊重され単位自治体の中での住民合意をとりわけ尊重されなければなりません。しかるに以前から指摘しているように分担金、負担金の住民一人当たりの金額は、彦根市1に対して犬上三

町は約2となります。これは均等割り額を2割としていることに主要な原因があります。基礎的な経費負担を均等割りとして割り振るとする根拠はないものと考えます。今回全面改築される紫雲苑の建設費もこの割合で負担させられてしまいます。今後、対等なるパートナーとして共通する課題に取り組む上でも、弱小自治体に配慮し彦根市優位の負担割合の抜本的見直しを求めて、強く求めたいと思います。以上で終わります。

○議長（北村收君） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第6号平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村收君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第6号平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては、原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第7号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（北村收君） 次に、日程第4、議案第7号平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔木田議会事務局職員朗読〕

○議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは議案第7号でございますがお手元の議案書で、別冊となります議案第7号平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要につきましてご説明申し上げます。

当初予算総額11億9,419万3,000円に対しまして、歳入歳出それぞれに1,364万5,000円を減額しまして、予算総額を11億8,054万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議の程賜りますようお願いいたします。

○議長（北村收君） 続いて事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） それでは、お手元の一般会計補正予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず1ページをお開き願いたいと思います。1ページにつきましては、提出議案の総括でございます。今回

お願いをいたします一般会計の補正予算につきましては、歳入歳出予算額のそれぞれに、1,364万5,000円を減額しまして、11億8,054万8,000円とするものでございます。2ページをお開き願いたいと思います。2ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますが、下の段、歳出につきまして、第2款衛生費、第1項衛生管理費を1,420万4,000円を減額し、第3項清掃費にかかります経費55万9,000円を計上し、歳出合計として1,364万5,000円の減額分について、上段の歳入第1款分担金及び負担金、第2項負担金を減額するものでございます。3ページでございますが。3ページにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。詳細につきましては5ページの歳出からご説明をさせていただきたいと思います。5ページの3歳出におきまして、第2款衛生費、第1項衛生管理費、第1目一般管理費の給料、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金のそれぞれの減額は、当初予算では紫雲苑場長、中山投棄場長、建設推進室室長補佐の人事を、派遣の正規職員で計上しておりましたけれども、構成市町の人事事情から、職員OBの派遣となりましたことから、雇用形態におきまして臨時的任用と変更になったことにより、関係する人件費全般を補

正するものでございます。第2節給料は、1,391万3,000円の減額の補正をお願いするものでございます。第3節職員手当等は、622万2,000円の減額の補正をお願いするものでございます。第4節共済費は、255万5,000円の減額の補正をお願いするものでございます。第7節賃金は、1,050万4,000円の増額の補正をお願いするものでございます。第19節負担金、補助及び交付金につきましては201万8,000円の減額の補正をお願いするものでございます。第2款衛生費、第3項清掃費、第2目塵芥焼却場費につきましては、広域新ごみ処理施設建設にかかります候補地選定のため、新たに候補地選定委員会を設置し検討するための経費を補正をお願いするものでございます。第8節報償費は、選定委員会の委員報償で23万8,000円の補正をお願いするものでございます。第9節旅費は選定委員の費用弁償、視察調査などの旅費で9万2,000円をお願いするものでございます。第11節需要費は、事務用品など消耗品費1万円、会議用お茶購入など食糧費2万5,000円、構成市町への公募委員募集チラシ印刷にかかりますところの印刷製本費16万2,000円をお願いするものでございます。第12節役務費は委員連絡用にかかります郵便切手の購入でございまして6,000円をお

願いするものでございます。第14節使用料及び賃借料は、視察調査などにかかります高速料金代として2万6,000円をお願いするものでございます。これらの増額補正をお願いし、塵芥焼却場費としまして、合計55万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。お戻りいただきまして、補正予算書の4ページをご覧くださいと思います。2歳入におきましては、第1款分担金及び負担金、第2項負担金、第1目負担金、歳出の減額分と同額の1,364万5,000円を減額するものでございます。構成市町ごとの減額分につきましては、説明欄をご覧くださいと思います。なお、人件費の減額分につきましては斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分に区分をして計算しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号に対する質疑を終結いたします。

○議長（北村收君） これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第7号平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村收君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第7号平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（北村收君） 次に、日程第5、議案第8号彦根愛知犬上広域行政組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔木田議会事務局職員〕

○議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第8号、当組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その概要をご説明いたします。

本条例案は、休職者の休職期間中

の給与は、彦根愛知犬上広域行政組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例で、彦根市職員の給与に関する条例第29条を限度として支給すると規定されておりましたが、当組合では休職者の休職期間中の給与につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例で定めているため、当組合の条例で定めるところによるものとするために改正をするものでございます。詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） それでは、今回の条例改正の内容につきまして説明させていただきます。

お手元の議案の概要の3ページの条例改正概要書をご覧くださいと思います。この度、一部を改正する条例につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例でございます。この条例は、地方公務員法第28条第3項および第4項の規定に基づきまして、職員の意に反する降任、免職および休職の手続および効果ならびに失職の例外に関し必要な事項を定めているものでございます。今回の一部改正につきましては、

この条例の第4条において規定する休職者の休職期間中の給与の取扱いにかかる条文でございます。概要書の下の方をご覧くださいますと、現行と改正案がございますが、現行では休職者の休職期間中の給与は、彦根市職員の給与に関する条例第29条を限度として支給するとなっておりますが、当組合では、休職者の休職期間中の給与の取扱いにつきましては、当組合の給与に関する条例第32条に定めているところでございまして、休職者の休職期間中の給与の取扱いにつきましても法的根拠を彦根市職員の給与に関する条例から、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例にすることとする一部改正を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号に対する質疑を終結いたします。

○議長（北村收君） これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第8号彦根愛知犬上広域行政組合職

員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村收君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第8号彦根愛知犬上広域行政組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（北村收君） 次に、日程第6、議案第9号彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔木田議会事務局職員朗読〕

議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第9号、当組合職員の配偶者同行休業に関する条例案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

本条例案は、地方公務員法の一部改正する法律の施行に伴いまして、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員におきましても配偶

者同行休業の制度が設けられたことから、本組合職員の配偶者同行休業に関し必要な事項について定めるものでございます。詳細につきましては、事務局から説明させますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） それでは、別添の議案の概要の4ページをご覧いただきたいと思えます。新設条例概要書により説明させていただきます。

まず、新設の理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度が設けられたことから、本組合職員の配偶者同行休業に関し必要な事項について定めるため、新たに条例を制定するものでございます。それでは、条例の内容について移らせていただきますけれども、第1条は、この条例が地方公務員法第26条の6に規定する配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めているという趣旨について規定しているものでございます。第2条は、職員が配偶者同行休業の承認を申請した場

合、当該申請をした職員の公務上支障がないか、成績など事情を考慮したうえで、承認することができるという配偶者同行休業の承認について規定しているものでございます。第3条は、配偶者同行休業の期間は、3年と規定しているものでございます。第4条は、配偶者同行休業の対象となる事由について規定しているものでございまして、6ヶ月以上継続することが条件で、外国での勤務、外国での事業経営など、或いは外国の大学に修学などが規定されているものでございます。第5条は、配偶者同行休業の承認の申請にあたりましては、配偶者同行休業の期間、滞在先、滞在事由を明らかにしなければならないと規定しているものでございます。第6条は、配偶者同行休業を開始した日から3年を超えない範囲内で期間の延長の申請ができると規定しているものでございます。第7条は、配偶者同行休業の承認の取消事由につきまして規定しているものでございます。その内容は、配偶者が外国に滞在しなくなった、第4条で規定する配偶者外国滞在事由に該当しなくなった、特別休暇、育児休業の承認がされた場合は取消となるものでございます。

第8条は、配偶者と死別、離別、別居した場合には遅滞なく届出をしなければならないと規定しているもの

でございます。

第9条は、当該申請した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、任期付採用および臨時的任用のいずれかを行うことができると規定しているものでございます。

第10条は、配偶者同行休業をした職員が勤務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、号給の調整することができるものと規定しているものでございます。

第11条は、配偶者同行休業期間は、基礎在職期間に含まれないとする退職手当の取り扱いについて規定しているものでございます。

第12条は、必要な事項は規則で定めるとした委任について規定しているものでございます。

付則といたしまして、施行期日を公布の日からとし、改正付則第2項として、配偶者同行休業中の職員、臨時的に任用される者、育児休業者、長期の研修者、休職者は職員定数外として取り扱うこととする一部改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号に対する質疑を終結いたします。

○議長（北村收君） これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第9号彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村收君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第9号平成彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（北村收君） 次に、日程第7、議案第10号彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔木田議会事務局職員朗読〕

○議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは議案第 10 号、当組合の人事行政の運営等の公表に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その概要をご説明いたします。

本条例案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員の人事行政の運営において、任命権者が地方公共団体の長に報告しなければならない事項に休業が加えられましたために、法律の改正に沿って条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） それでは、議案の概要の 9 ページの条例改正概要書を持ちまして、ご説明をさせていただきます。改正の内容でございますけれども、地方公務員法一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方公務員法第 58 条の 2 で規定しております人事行政の運営等の公表について任命権者が地方公共団体の長に対し報告しなければならない事項に休業が加えられましたことによりまして、当組合の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中、任命権者の報告事項に職員の休業に

関する状況を加えるものでございます。改正概要書の下の方、改正案と現行がございませけれども改正案の方をご覧いただきますと、第 4 号に職員の休業に関する状況を新たに設け、あとの要綱条例につきましては、それぞれ繰り下げるといったようなことでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。

以上で、議案第 10 号に対する質疑を終結いたします。

○議長（北村收君） これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第 10 号彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村收君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第 10 号彦根愛知犬上広域行政組合職員人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する

条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 11 号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（北村收君） 次に、日程第 8、議案第 11 号彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔木田議会事務局職員朗読〕

○議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは議案第 11 号彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。概要書 11 ページでございます。当組合の識見を有する監査委員として選任しております、上田登菟子さんが、本年 8 月 31 日をもって任期満了となりますことから、新たに橋本敏治氏を選任することにつきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は滋賀県犬上郡甲良町大字池寺 607 番地、氏名は橋本敏治、生年月日は昭和 24 年 5 月 18 日でございます。選任期間は地方自治法第 197 条に基づき 4 年でありますことから平成 26 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までとするものでございま

す。橋本氏は、長年、甲良町役場で勤務され、住民課、教育委員会、産業課などの管理職として、特に平成 16 年から約 6 年間は出納室長、会計管理者として勤務されるなど豊かな行政経験と知識を有されておりました地方自治法第 196 条に規定されております地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他の行政運営に関し優れた識見を有する者として、選任をしようとするものでございます。何卒よろしく申し上げます。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第 11 号に対する質疑を終結いたします。

○議長（北村收君） これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第 11 号彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを、原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村收君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第 11 号彦根愛知犬上広域行政

組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第9 一般質問

○議長（北村收君） 次に、日程第9、定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の通告書が提出されておりますので、発言を許します。

質問は、一括質問、答弁も一括答弁ですので、質問者は一括で質問をして下さい。8番今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） それでは一般質問させていただきます。

今回の一般質問では、紫雲苑改築工事入札は、経費節減と談合防止が出来ていないということで、その問題点について当局の答弁を求めたいと思います。

まず1点目ですが、紫雲苑改築工事の3入札、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、この入札結果表に対する、最低制限価格につきまして、過日情報公開請求を行いました。その結果を見ますと、紫雲苑の建築工事、これは株式会社伊藤組が契約金額6億2,510万4,000円と言う事で落札をしておりますけれども、この契約金額と最低制限金額との差は1億4,332万4,080円。今回この落札率は90.86%でしたけれども、

予定価格に対しても最低制限価格設定というのは、当組合では70%で設定をされておりました。また、紫雲苑改築工事第2号の電気設備工事におきましても、これは株式会社ノセヨが契約金額1億2,960万円で落札をされて、これは税込み額で契約金額がなっていますが、これに対して、この入札に関する当組合が設定した、最低制限価格の税込みでの差は2,885万8,680円です。これの落札率は90.16%でした。続いて第3号機械設備工事入札結果表、これを見ますと、一圓テクノス株式会社が契約金額1億3,120万円で契約をされておりますが、当局が設定した最低制限価格税込価格との差は2,731万1,040円が差額としてあります。そこで紫雲苑の改築工事、全事業費は約12億強の事業費を予算化しておりますが、この3入札に考えてみて、最低制限価格で落札されていたらどれ位の契約金額との差額があったのかというのを計算しますと、1億9,949万2,200円約2億円なのですね。この2億円の差があるわけですが、これは工事費の経費の中で各市町分担金で計算しますと、彦根市で約1億2,370万 豊郷町で約1,580万 甲良町で約1,574万 多賀町で約1,600万 愛荘町で約2,876万 これは最低制限価格で落札されたという契約額として計算すればこれだけ

の差が出るのです。このような実態をみまして、今回の落札契約金額は、非常に高い金額で落札している。これは自由競争が確保されていない。また談合防止にもつながっていないこの点について、当組合の皆さん執行者の皆さんどう考えているのか見解を求めるのが1点目です。

次2点目です。次2点目はこの建築工事入札、条件付き一般競争入札ということで実施をされております。この入札業者の問題なのです。これは先の臨時議会でも指摘いたしましたが、落札業者の株式会社伊藤組と次点の株式会社奥田工務店彦根支店これは、伊藤組の取締役会長 奥田秀氏ですが、次点の奥田工務店の取締役会長が同じ奥田氏なのです。南の方の自治体では同じ営業所に奥田工務店、括弧伊藤組と書いているところもあるのです。これはどう考えても実質同一企業であり、業者選定の公正性を欠いている。又、今回行った条件付き一般競争入札、業者選定基準ですね、これは彦根市の基準に準じているという事で、彦根市のAランク特定業者10社を対象にしているという事ですが、この10社というのがAランク特定業者というのは、業者間では周知の事実ですよ。お互いによく分かっています。ですから基本的には一般競争入札という形態をとっていますが、これはどう

見ても指名競争入札をしているとしか考えられません。また、本建築工事の内容・難易度、そういった点から勘案すると、この入札業者の枠を意図的に狭めているのではないかという懸念があがっております。これは、特定業者で入札を繰り返せば当然談合が起きやすいと、そう言ったことは全国どこでも言われている事なのですけれども、そういった事をなぜ行ったのか、談合助長ではないかと私は考えておりますが、当局の答弁を求めたいと思います。

3点目は私は以前から公費のムダ使いをしない公平公正な入札を是非実施してくれという提案をさせて頂いております。そのためには、この当局の中での契約に関する業務、これが如何に地方財政法や地方公務員法の関係と両方照らして適正に厳正に行われているか問題が出てくるのです。その中で昨年この紫雲苑改築工事实施設計委託業務というのは、株式会社水原設計事務所が受託していますよね、そこが実施設計を作った訳ではないですか。それに対して積算しなければなりません。積算業務そして、予定価格、最低制限価格の設定、これは当組合では誰が行っているのか。又、この当然守秘義務にあたる内容ですけれども、この情報を知り得ているのは当組合では誰が知っているのか、この問題は入札

事務担当者と業者との癒着を作らない、今までからこう言った事がいろんな所で多々ありますから、それを無くしていくために、ここは少数の職員で構成されている所なので、非常にそれは益々、厳密化していかなくてはならないとは思いますが、どういう風にやっているのか、その事について3点答弁を求めますので明確な答弁をお願いします。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） それではただ今の今村議員から3点のご質問を頂きましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、最低制限価格と落札額との間に大きな差があることが、自由競争が確保されず、談合防止につながっていない、或いは、無駄な公費を使っていると言ったようなご指摘でございますけれども、最低制限価格につきましては、公共工事のダンピング受注による品質の低下や下請け業者へのしわ寄せ防止など品質確保に関する対策として設定をしているものでございますので、最低制限価格と落札額の開き自体が、自由競争を確保されていない、談合防止につながっていないとの直接には原因にはならないかとの考えを持たせていただいている所でございます。

次に2点目でございます、落札業

者の株式会社伊藤組と株式会社奥田工務店彦根支店は、実質同一企業であり、業者選定の公平性を欠いている。また、条件付き一般競争入札が本建築工事内容からして、入札業者の枠を狭め、談合助長ではないかとのご質問でございますけれども、まず、この紫雲苑改築工事の入札におきましては、これまで今村議員をはじめ議会の方から入札契約に関するご指摘を勘案しまして、平成26年3月20日付けで、彦根愛知犬上広域行政組合建設工事等契約審査委員会規程でありますとか、或いは彦根愛知犬上広域行政組合建設工事条件付き一般競争入札実施要綱などを作成し、彦根市に準じる形で条件付き一般競争入札を当組合でも実施していこうという事になったわけでございます。当組合が行う原則として1件につき予定価格が1,000万円以上の建設工事は条件付き一般競争入札で行うこととなりました。ご指摘の業者選定などを含む入札の方法につきましては、契約審査委員会を開催しまして、施工実績、下請け発注、それから地元優先の3点を勘案しまして、その結果、平成25年度彦根市建設工事等入札参加資格者名簿の建築一式工事において、格付区分のAに登録されている者であること。建設業法第15条の規定によります建築一式工事業に係る特定建設業の許可を有する者

であること。有資格者名簿に登録されている本店または支店、営業所等が彦根市、犬上郡、愛荘町内に有する者であること。この3点を要件として、入札公告をしました。その結果、要件を満たす業者として、全部で10社で、そのうち4社が応札し、株式会社伊藤組が落札となったものでございます。この度の業者選定にかかります要件を満たされた業者として、株式会社伊藤組、株式会社奥田工務店彦根支店が入札に参加をされたということでもありますのでご理解を頂きたいと思っております。また、業者選定にかかります要件を満たされた業者数が、10社となりましたことは、構成市町を優先した結果でございますのでこれも併せてご理解を下さいますようお願いいたします。

3番目でございます。設計金額、予定価格、最低制限価格は、誰がどのように決めているのかとの質問についてお答えさせていただきたいと思っております。まず、設計金額につきましては、平成25年度の紫雲苑改築工事実施設計業務をもとに、彦根市建築住宅課のご助言をいただきながら、所属であります紫雲苑場長が準備をすすめ、最終的に管理者の決定によるものでございます。予定価格につきましては、契約担当課であります総務課で、調書を準備しまして、最

最終的に管理者に決定していただいたものでございます。最低制限価格につきましては、彦根市建築住宅課のご助言をいただきながら契約担当課であります総務課が彦根市の算定方法により準備をすすめ、最終的に管理者にて決定していただいたものでございます。

次に、入札事務担当者と業者との癒着を作らないためにどのような取り組みをしているのかということにつきましては、まずは3月20日付けで、当組合入札および契約手続き等に係る働きかけに関する取扱い要綱というのを施行しまして、入札等の透明性、中立性および公正性の一層の向上を図ることを目的に、職員が万が一外部から非公表の設計金額、積算基準または最低制限価格を聞き出そうとする行為が、働きかけとして受けた職員の報告の義務を定めるなど、必要な事項を定めたところでございまして、全所属にこの要綱についての周知を行っているところでございます。また、誘惑に負けず、不正を許さない高い倫理観を高めるため、毎年公務員倫理研修を実施しているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） 再質問ありますか。今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） ただ今、

総務課長の方から答弁をお聞きしました。

まず1点目の質問ですけれども、最低制限価格について、私は差について問題があるのではないかと質問しましたが、適正だというふうな答弁だったのですけれども、厳密的に入札結果からみて、先程申し上げましたけれども、それぞれが予定価格の70%位に最低制限価格を、それはいろんな各法令を見て設定したとおっしゃいましたが、結局この金額で工事を当組合が契約しても構わないというところで設定をされている訳ですよ。本来は。ですからそれ以下になると、この組合においては、ここまでは最低制限までの落札だったら、適切な工事をしてもらえるのではないかとこの設定をされた訳ではないですか。ところが現実的な入札の結果を見ますと高止まりですよ。高止まりになるという事は自由な競争性が欠けているからですよ。これはずっと談合裁判をやってきたので、公正取引委員会の仕事をなさっている方のいろんな意見書も頂きましたけれども、普通自由競争があれば最低制限価格をめぐっても争いがあるのです。例で言いますと先に行われた去年の実施設計入札、あれは最低制限価格以下の者が半分12社の内6社が最低制限価格以下でしたよね。そこで足切りされています

けれども。普通は談合していなかったら最低制限価格はどの辺だろうと業者は考えるのです。そういった面では、これは明らかに高落札、この差について、最低制限価格との差について、当組合は実施したことに対して、この差を問題ないと先程おっしゃいましたが、それは自信を持ってそう思っておられるのですか。再度それはお聞きしたいです。

それから2番目の建築工事入札についての一般競争入札。審査会等も作られて、これは私もいろいろと提案させていただいたところではあるのですけれども、問題点は元請けなのですよね。この元請けの工事が伊藤組が高落札で、この工事は90.86%の落札率。これは条件付き一般競争入札で10社がこの条件付き一般競争入札の応札資格があったのですけれども、現実的には4社が入札に参加されて、伊藤組が落札という事になっていますが、この4社の落札金額、伊藤組が5億7,880万、第2位の奥田工務店が5億9,900万、3番目がオオヨドコーポレーション滋賀支店が6億3,000万、4番目が桑原組で8億2,000万、この落札の状況で一番低かったのが伊藤組ということで90.86%ということですが、この入札状況で本当に自由競争というか、私は度々一般競争入札というのは、数多くのところが自

由に競争するために最低 10 社以上が必要だと申し上げていましたが、現実的には彦根の基準でたった 10 社。それもお互いによくいろんな入札に他の自治体でも会っていたかもしれない。自分のランクを知っている人達が集まっている。これは談合助長に繋がるのではないですか。高落札に繋がっているのではないですか。その辺のことは、この結果表をみて感じませんか。なぜ集合入札、同じ場所で顔を合せてする入札にしたのですかと聞いたのですが、それは今回そうしましたと回答でした。今はお互い顔を見合せない、すべて郵便入札か電子入札そういった形態で一般競争入札をしているのが公正な一般競争入札のあり方ではないですか。わざわざ入札業者の枠を狭めて顔も合せさせて、10 社のうち 4 社しか応札しない、こういう一般競争入札というのは入札のあり方として私は、問題があると思いますけど、この結果を見て業者選定ならびに入札執行のあり方で問題があると思いませんか。誰でもいいのです。局長でも、課長でも管理者でも構いませんが答弁を下さい。

それから、3 番目の質問でさせていただきますましたが、実施設計してもらったら、積算をするのが彦根市の建築住宅課の専門員の方が積算されて、設計額が決りますよね。その設

計額が決った時点で、この予定価格、それから最低制限価格、その他でその後決定しているということですが、この設計金額が決ったのは、予定価格調書の上記の価格を予定するというのは、5 月 14 日に決っているのですよね。管理者の大久保市長が予定価格調書を作成したとして、署名捺印がされているので、5 月 14 日に予定価格ならびに入札最低制限価格が決っているのではないですか。その時点でその情報を総務課で決めるという事ですが、なんで実際内容を知っているのですか。それは決裁が下りているから管理者等で知っていますけど、彦根の建築住宅課と当組合の事務者の中で何人が知っているのですか。彦根の秘密保持とはどういう形でされているのですか。地方公務員法で、服務規定で汚職防止の基本は、職員が全体の保持者として、自覚を高めて頑張ってもらわないといけないのですけれども、入札業務の日まで業者は色々聞いてきますよね、当然指名業者もきますし。こういった頻繁に顔を合わす機会もあるのかどうか、実態として、汚職に繋がらない、癒着に繋がらない、具体的に決定の日から、この予定価格調書は 5 月 14 日以前に彦根市の建築住宅課の専門員に積算してもらっている訳ですよね。それで、専門員と総務課の中で予定価格、最低制限価格の

設定を協議して、当組合で設定している訳ですよ。その流れをこの間の業者との接点はどれくらいあるのか。説明してください。

○議長（北村 收君） 今村恵美子さん、最初の答弁についての再質問をして下さい。中には少し外れています。と言う事で、今の総務課長。

○総務課長（山田 禎夫君） まず1点目の最低制限価格の関係でございますが、見解としましては、あくまでも行政が決めます予定価格、それ以上は駄目ですよと言う予定価格があって、先程申し上げましたように最低制限価格というのは、それ以上、下になると色々品質の低下なり、ダンピング発注に繋がるというところで、或いはひいては、それは労働者の賃金にも影響すると言う事で、それより下になると失格という事で、それは議員もご承知だと思っております。ですから議員がおっしゃるように最低制限価格を設定して、その額に行くのが自由競争でなくて、あくまでも、最低制限価格はそれより下になりますと行政としては、失格にしますよというものでございますので、最低制限価格の額そのものが基準になるというものではないのではないかという考え方をもちまして頂いておりますので、今回の入札で色々世間では、当時入札不調なり、或いは辞退者が多いだとか、非常に

きちっとした入札が出来るのかどうかという心配の中で、一生懸命入札を行わせていただきました。結果として、1回で予定価格から最低制限価格の間で落札ができたというような事でございます。

それから2点目の関係につきましても、自由競争が働いているのか働いていないのかという事でございますけれども、先程申し上げましたように条件付き一般競争入札を初めてやる中で、10社、結果的に辞退等ございまして4社とはなりましたけれども、こちらが設定した予定価格、それから最低制限価格の中で、予定価格から業者が鋭意努力の中でぎりぎりのラインで落札をされた率が90,86%と、正当な入札結果であると考えているところでございます。

それから3点目でございますけれども、5月14日までに彦根市の建築住宅課の方にご助言を頂きましたけれども、これにつきましては、設計金額等の実施設計を行った、勘定した時点から1,2箇月たっておりますので、入札までに、その間色々情勢が動いておりますので、しっかりと入札ができるかどうかという所で彦根市の建築住宅課の専門の方に設計の方をもう一度ご指導というか、ご助言を頂いたところでございます。併せて予低価格につきましては、予低価格をいくらか

にすると行ったところで、彦根市の建築住宅課の方にご指導を頂いた訳ではなくて、基本的な考え方等についてご指導、ご助言をいただいた中で、当組合の方で予定価格を設定しました。何人知っているのかというお尋ねでございましたので、これは総務課の契約担当職員それから総務課長、事務局長、その3人でございます。その3人が最終的に管理者の方にお伺いして、管理者の方で決定を頂いたといったようなことでございます。それで5月14日にその内容が決りましたら、最低制限価格も同様でございますが、金庫に入れまして、厳重に保管をしていたところでございます。

最後に、業者の方との関係と申しますか、顔を合せることがあるのかという事でございますが、当組合ではほとんど業者の方が当組合の方に入りますことはないというふうに理解をしているところでございます。以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（北村收君） では、事務局長。

○事務局長（高田秀樹君） ただ今、総務課長の方から2番目の部分で、答弁させていただきました、3名の者が知っているという形でお答えさせていただきましたが、これはあくまで基礎資料の段階の数字でござい

まして、最終予定価格なり、最低制限価格を決定をされたのは、管理者でございまして、管理者が記入された段階で封書に入れて、厳封しておりますので、最終その金額を知っておられるのは、管理者のみということになります。以上でございます。

○議長（北村收君） 再々質問。今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） 決定するのは管理者ですよ。私、この3点を縷々質問させていただきましたけど、答弁の中では、この紫雲苑改築工事入札が、管内関係住民の皆さんにとって、本当に適正な工事価格で実施がされているのかという点では、大きな疑念を持ちました。総務課長等の答弁を聞いていて、入札予定価格と最低制限価格の中で落ち着いたらそれで適正だという発想で、答弁されましたけれども、それは全国いろんな所で談合を摘発されて、そういう経験はいっぱい出てきているのですけど、うちの組合での入札は、やはり高止まりしている、はっきり言って。これには管内住民は損害を受けている訳ですよ。その損害に対して、何ら反省もない答弁しか出てこないということに、私は非常に、今の答弁内容がおかしいと感じましたけれども、この広域行政組合というのは関係住民から非常に遠い機関で、何されて

いても分からないのですけれども、管理業務の中で非常に甘い発想で公金が支出されているということに非常に問題だと思えますけれども、その点について反省はありませんか。最後にそれだけ聞かせて下さい。

○議長（北村收君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 再々質問をいただいているのですが、確かに議員がご指摘のように、安く、良いものができれば、それに越したことはないのでは違いありませんが、先程から答弁をさせていただいておりますように、経済情勢が一番大きな要因だと思いますが、入札執行にあたって、辞退者が出ていますと、他の事業においては不調に終わっているという事案も沢山でてきている訳でございます、ご存じのとおりいわゆるアベノミクスということで、大きな公共工事が各地で行われておると。今朝も福島県富岡町の課長さんが来られましたが、人が無いという事態です。こうした事態を受けまして、果たして入札が順調にいくかどうかということを考えながら、私共も執行をしていったわけですが、幸いにも範囲内で入札はされた。このおっしゃった数字はこれだけ損をしていると言う事のご指摘であるかも知れませんが、これは経済状況の中で、万やむを得ないで

すが、誤差の範囲内だろうと甘受しななければならないと思っております。いずれにしましても執行において、手続きに不正があったとかそうした事は一切ないと考えておりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

○議長（北村收君） 発言順位2番目 山内善男君。 標題1、標題2、標題3は一括質問でお願いします。

○5番（山内善男君） それでは、3項目に対し一括質問いたします。

標題1です。湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の解散について、議会に説明がないことについてお尋ねします。これまで、1市4町を対象とする新たなごみ処理施設の建設について、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議が候補地選定にあたるとして、彦根市議会では、議会内での議論について彦根市内にある候補地であるにもかかわらず、議員の質疑に一切答えないというような状況にありました。議論を広域の事務の問題、或いは協議会の議論のすべき問題であるとして、彦根市長は議論を一切拒否してきました。協議会の解散、8月12日協議会は私も傍聴して、お聞きしましたけれども、この時初めて協議会の解散が提案されましたけれども、これまで協議会が使った経費についても明らかにして、協議会の解散をするについては、真摯な総括をして、当

議会に諮るべきではないか、このように考えるところです。

2つ目です。彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会についてお尋ねします。全員協議会で説明がありましたけれども、協議会が解散する代替としての組織が当委員会であると考えられますが、ここでもこの委員会には議員の枠が一切なく住民の代表として二元代表制として議会の行政へのチェック役の議員の責任がこれでは果たすことができません。この行政当局のちょっと言い過ぎかもしれないけれども、怠慢ではないかというふうに考えるところです。議会の機能が果たせないような点については、行政当局のものなさんもこのような提案は撤回すべきであると考えているところです。

標題の3つ目です。中山投棄場埋立て終了後の不燃ごみ処理計画についてお尋ねします。先日の全員協議会の中で、中山投棄場の契約終了後について説明がありました。中山投棄場の契約終了後は、県外の民間処分場に委託と言われていますけれども、あくまで最終処分場の建設が目標とも記載されております。そこでお尋ねいたします。1つ目ですが、これまでの場所選定について、どのような経緯をたどって県外の民間処分場に持っていくというふうにされたのか。少なくともごみについては

当該の自治体で処理をするということが当然だと思いますけれども、その経緯についてお尋ねいたします。2つ目です。民間処分場に委託するとして、鳥居本・中山地先は中継基地として設置すると説明をされていましたがけれども、国道から当地先の道路は幅が非常に狭く、非常に危険です。こう言ったことも地元からも指摘をされています。車輛台数の増加は10トンのパッカー車が、通常1日1台、水曜日のみ4台と説明がありましたけれども、大型車両の当地先への乗り入れについては極めて問題であると考えます。さらに、清掃センターから中山投棄場への不燃ごみの搬入数なども考えれば当該地域の全体エリアの中で、最も北へわざわざ運搬する合理性はないのではないか。このように考えられます。そして、清掃センターからの持ち込みもあるわけですがけれども、全体のごみ量に対して清掃センターからの持ち込みがどれ位の割合になっているか、報告を頂きながら、このような合理性がないことについて、どのようにお考えになるのか、結論的には中継基地の場所について、再考すべきではないかというふうに考えます。以上3点について、お尋ねします。

○議長（北村收君） 山岸建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） それでは、1番目の湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の解散について、議会に説明がないことについてお答えします。促進協議会の解散につきましては、8月12日の首長会議で本年度をもって解散整理するという方向を決定いたしました。解散理由については、組合との業務内容の重複整理で、継続案件のないこの年度でということになりました。協議会につきましては、本年度中は形式上存続しているため、解散時期に全員協議会で報告する予定ではございませんでした。この点については、情報が先になってしまったこととお詫びいたします。促進協議会の会議の中で説明しましたとおり、促進協議会は法定協議会ではございませんので、議会の議決案件とも報告事案ともならないため、説明としては全員協議会で報告させていただく形にしかならないと思います。促進協議会は、設置要綱に基づき、毎年度会計監査を受けたのち、会計、事業報告書を会議で承認後、公開し総括をさせていただきます。組合設立以降の分については組合のホームページに掲載しておりますので、詳細はそちらをご覧くださいと思いますが、簡単に説明をさせていただきます。

促進協議会は、平成13年度に、当

時の彦根市広域化対策室が事務局となり1市7町で発足し、市町村合併を経て、平成20年4月から現在の1市4町になりました。平成20年5月には当時の有力候補地を地盤の問題で断念いたしました。平成22年4月には、彦根愛知犬上広域行政組合設立に伴い組合建設推進室が事務局となりました。平成22年8月には、循環型社会形成推進地域計画を国に提出し、平成23年2月に承認されました。平成25年2月には当時の有力候補地について地元からの辞退により断念しました。平成25年度には過去の手法を見直し、選定委員会の設置、公募方式の採用、地域振興策の検討等新方式で候補地選定を進めることとなりました。以上が主な経過です。主な事業内容と経費につきましては、平成16年度に湖東地域広域ごみ処理施設新設候補地選出業務に945,000円、平成18年度に湖東地域一般廃棄物処理基本計画策定業務に2,378,250円、平成20年度に施設整備基本構想策定業務に2,520,000円、建設候補予定地地質調査に9,093,000円、循環型社会形成推進地域計画策定業務前金に153,930円、平成22年度に循環型社会形成推進地域計画策定業務に515,970円、平成24年度に湖東地域ごみ処理施設候補地選定支援委託業務に4,935,000円、事業経費としてト一

タル 20, 541, 150 円を支出しております。あと、先進地視察を 4 回、講演会 7 回のほか会議費等事務経費を 1, 110, 925 円支出しており、平成 25 年度までのトータルで、21, 652, 075 円を促進協議会として支出しております。以上、促進協議会の総括とさせていただきます。

○議長（北村收君） 建設推進室主幹。

○建設推進室主幹（村上義一君）

標題 2 の彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会についてお答えします。従来、促進協議会については彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の 1 市 4 町の首長で構成した行政中心の協議会でありましたが、今回選定委員会は学識経験者、専門委員、公募委員など民間の方々を中心とした委員会となる予定で、行政関係者はオブザーバーにしか入れない予定です。過去の手法を根本から見直し、以前とは異なった方法で選定を進めたいと考えております。また、構成市の彦根市議会では議会改革特別委員会で検討された結果、平成 21 年度から法令で定められた者以外の執行機関の協議会委員への議員就任はしないこととすると決定されております。当組合でも厳正な審議を議会で行ってもらうために、同様の形が望ましいと考えています。議会

の方へは、以前の促進協議会のようにではなく、これからは何か事業をする場合には必ず予算審議を伴うこととなりますし、かつ経過については全員協議会等で、逐次報告させていただきますと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願います。以上です。

○議長（北村收君） 中山投棄場主幹。

○中山投棄場主幹（水森豊孝君）

私の方から、ポスト中山の 2 点のお尋ねにお答えします。

1 点目の中山投棄場後の次期最終処理場の場所の選定の経緯ということでございます。中山投棄場への搬入量は、供用開始 5 年後の平成 14 年度をピークに減少しておりまして、近年はピーク時の半分程度でございます。試算しますと埋立て処理終了時の平成 28 年の 3 月末でございますけれども、約 5 年の残容量、余力を残しての終了となります。ごみの搬入量を減らすことにより、最終処分場としての延命を図り、埋立て期限の延長を期待していたために、次期最終処分場の建設候補地を探す取り組みができておりませんでした。このような状況の中で、鳥居本学区自治連合会と彦根市で開催されています調整会議でございますけれども、ここで長年にわたります協議によりまして、地元との協定に基づく平成

28年3月末を以って埋立てを終了するとの当初の約束どおりの結論に至ったものでございます。結果的に、現在に至るまで次期最終処分場の場所選定の取り組みができないまま、平成28年3月末という埋立て終了の期限が迫ったことから、中山投棄場での埋立て終了後の不燃ごみの処理につきましては、行政組合と彦根市や犬上三町といろいろ担当課と協議を進めてきましたけれども、ここでも主体的に動くという部署が明確でなかったということで、具体的な動きには繋がりませんでした。以上の事によりまして、次期最終処分場候補地の選定は手つかずの状態、埋立て終了までの残された期間で対応できる手法を検討しました結果、現時点では民間処分場への委託しか選択の余地がないと判断しまして、先般、説明させていただきました民間処分場への委託。その為には、中継基地をお願いすると取り組むことが、行政組合としての課題であると考えておりますのでよろしく願いしたいと思っております。

2点目でございます。今言いました、中継基地の場所の問題でございますけれども、鳥居本の中山地先をお願いする予定で、交通に大きな問題があるのではという問題と、もうひとつ、地域の中でも最も北であることによって合理性がないのではな

いかというご指摘。清掃センターの搬入量も踏まえて再考するべきではないかといったご質問でございます。中継基地からの不燃ごみを搬出します大型コンテナ車の往来につきましては、地元の道路事情から先の地元へ説明しております調整会議などによりまして、具体的な交通安全対策を求められており、大変重要な要素と認識しております。いろいろな角度から対策を検討しまして、地元の方と協議を進めたいと考えております。次に、不燃ごみの搬入でございますけれども、関係市町にありますごみ集積場からパッカー車で運ばれまして、現在最終処分場であります、中山投棄場に搬入していただいていることから、搬入効率だけを考えた場合に比べ、中継基地を作る場合の必要となります施設・設備に要する経費も節減でき、また、現在と変わらず各市町における収集体制の変更をもたらすものではないなど、今考え得るもっとも合理的な場所であると考えておりますのでご理解願います。なお、中継基地として必要な用地の選定にあたりましては、必要な用地が中山投棄場ですと、容易に確保できること、付属設備であります事務所、計量設備が既にありまして、それを利用できます。また、車の導線もうまくいくという事。これまでに中山投棄場に対しまして地元の

方々から多大なご理解を頂いていることを総合的に判断しまして、中山投棄場での中継基地の設置ということをご地元をお願いしているものでございますので、ご理解願いたいと思います。

最後に、お尋ねの中山投棄場への不燃ごみ搬入量ですが、平成 25 年度実績からいきますと、中山投棄場への搬入全体量は 3,614 トンでございます、このうち清掃センターから搬入されます量は 112 トンでございます。パーセントに直しますと 3.1%に当たります。この清掃センターからの搬入は、資源ごみ、粗大ごみ、プラスチックごみの処理で出ます残渣でございます。よろしくおねがいます。以上でございます。

○議長（北村收君） 再質問ありますか。山内善男君。

○5番（山内善男君） それでは再質問をさせていただきます。1点目の法定協議会の開催についてです。これは私、三津・海瀬町が候補地になったということで、私の全くの地元でした。それで 24 年の 6 月議会、9 月議会で質問させていただきましたけれども、彦根市議会ですけれども、6 月議会は曲がりなりにも答弁いただきましたが、9 月の議会では、ほとんど多分お読みになっていると思うのですが、ほとんど市長は答弁拒否という態度でした。私、最後に

どういったかと言うと、住民から選ばれて、議会に出していただいて、議員の本分である議会での質問に対して当局が答えないというのは、前代未聞の議会だったと申し上げました。私、議長や他の各派のみなさんから、削除を求められるかと思いましたがけれども、そのまま発言を認めていただきましたので、それなりに妥当性を持って見ていただいていたのではないかと思います。そういう点で言えば、たとえばこの広域議会でも、話をしようと思うと、それは協議会の問題だと言うふうに、地元の議会でもこの議会でも逃げられてしまうと。ちょっと言い方が悪いですけども、そういう事がずっと続いてきたわけです。それで、いきなり前回の協議会で解散、議会でも全員協議会の中でも全く説明しないというのは、議会軽視ではないのかと思います。促進協議会の中でこのようにおっしゃっています。組合設立時点で整理すべきであったが、整理できずに現在まで協議会が存在する形になっていた為、今年度をもって解散する、或いはそもそも以前から土地調査業務等について、任意の協議会で執行するのは無理があったように思われる。私、この間の議会の長の発言など含めて考えてみましたら、本当にこれ、こう言うような総括をして、議員に対してどのよ

うな顔向けをするのかと思うのですけれども、最低、議員・議会に対する説明責任を事務当局としても果たしていただきたいと思うわけです。促進協議会が住民やそれから議員のみなさんから見えない所でされていたという点では、今回の協議会の解散というのは、私自身は積極的に前向きな結論であると歓迎しているわけですけれども、しかし、先程もいいましたけれどもそういった点で、真摯な総括を事務当局も含めて、していただきたいと思います。

2つ目です。協議会が解散することによって、それを代替する措置として、候補地選定委員会をするという事になったと思うのです。そういう点でいえば、真摯に総括をするのなら議会や議員がその選定の中の住民の声を代表して、発言をする機会を行政当局も議会に対して、きっちり保障することが一番大事だということだと思います。現在の今までの成果を総括すれば、そういうことが導き出されなければならないと思うのですけれども、候補地選定委員会の中に議員が何人か入れてもらえるかと思っていたのですが、一切入ることができない。これでは、どこの場所で、住民を代表する議員が賛成や反対などの声を決定に対して活かして頂くことが出来るのか、非常に疑念に思う所です。そういう提案に

ついて、私自身は承服できないと言わねばならないと思います。

3点目です。中山投棄場の埋立て終了後の問題についてです。1点目については余力があったので、延期を模索していたということで、新たな処分場について、選定がされなかったという率直なお話もお聞きしました。是非その反省に立って地元で出したごみを地元で処理をするんだということで、半ば恒久的に県外に出すという事ではなく、是非地元での開設の努力を今後またしていただきたいという事で申し上げておきたいと思います。

2つ目ですが、民間処分場への委託ということで、鳥居本の中山地先が中継基地になるという事です。私、これは1市4町の全体のエリアからすれば中山地先が一番北の端になるわけです。ですからそういう意味では、単なる中継基地としてしか使わない場所が何故一番北の端にするのかというふうに、率直な疑問として思います。清掃センターから直接聞いたのですが、住民のみなさんが直接中山の方へ搬入する量と、清掃センターから搬入される量と割合を聞きましたけれども、清掃センターからの関連の物が52%なんですね。一般住民の方が運ばれる、直接搬入されるのが48%と聞きました。今、場長からの3.1%との答えにあまりに

も乖離がある。これは彦根市だけのごみですけれども、たとえば彦根市だけの全体量を言いますと2,973トン、清掃センターから鳥居本地先に持ち込んでいるのが1,569トンですから清掃センターから直接持ち込んでいるものが半数以上を占めていると私は聞きましたけれども、すごい乖離があるので、その辺これはどういう事かなと思います。何が言いたいのかといいますと、多くのおみなさんは、半数以上が清掃センターで出すのが、そこにも計量機があり、一定の面積が確保すれば、そこですれば全体の1市4町のおみなさんも距離も近くて、単なる中継基地として使うなら、そこで使うのが妥当性があるのではないかと、鳥居本の住民のおみなさんがそのような事をおっしゃってましたけれども、国道からの導線が非常に狭い、このような中で10トンを1日数台とはいえ、通すのかというようなお声がありましたので、是非そういう点の声も含めて、反映していただき、再考していただけないかと思う訳です。以上です。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） ただ今の質問に順番にお答えします。

まず第1番目の今までの経過について、真摯に総括してくださいという話なのですが、昨年度の議会でも何度か意見を聞かせていただいてお

りますし、過去のも読ませていただいておりますので、私なりに経過というのは理解してきたつもりですし、私もこの業務に携わってその辺の業務が分かりにくいところがありましたので、何か改善はしたいなという所は考えてきたつもりでございます。昨年度の促進協議会で提案をさせていただいたのですけれども、調べていくうちに、広域協議の場というのは組合にあるので、わざわざ別にしなくてもいいであろうという事も分かってきましたし、促進協議会は促進協議会で来た時も最後のところがありましたし、いろんな計画を作っておられた所でもありますので、それ自体が全く無駄であったというふうには思っておりません。今回は、最初にお答えしましたけれども、継続案件もありませんし、分かりやすい選定業務にしていこうというところもありましたので、促進協議会を無くしてしまっただけ組合業務としてしっかり当たらせていただきたいと思いますところと、こういう形になりましたので、報告がなかった事はお詫びいたしますけれども、ご理解いただきたいと思っております。

2番目の議員が携われないというところでもございますけれども、先程もお答えしましたように、今後選定委員会等で何かしようとする場合は、今回の議会でも提案させていただき

ましたように、必ず組合の議会に予算審議をお願いする形になると思います。調査を行うという時も予算審議がでてきますし、事業計画であれば、契約案件の審議を議会に諮るといふところになると思います。候補地選定委員会については、公開は基本で行いますし、進捗状況については全協などでご報告を逐次させていただき予定でございます。そう言った時に、議員の方のおられる委員会の経過について、議会で厳選な審議をしていただくというのもなかなか難しい問題であると考えますし、議案でこれからはオープンに事業を進めていきたいと思っておりますので、その辺で議案案件について、厳選な審査をお願いしていただきたいと思っております。以上です。

○議長（北村收君） 中山投棄場主幹。

○中山投棄場主幹（水森豊孝君）

1点目の自分の所の出るごみは自分の所で処理をするという、いわゆる自己処理の原則ですけれども、これは原則で、もっとものことでございます。今回の処理というのは、緊急避難的に考えていることで、ご理解よろしくおねがいします。

2点目でございますけれども中継基地として、最も北にある鳥居本の地先が妥当かという話でございます。最初に申しました清掃センタ

ーのごみ、量的な事の説明は控えます。議員の言われました、50何%と40何%というのは、たとえば彦根市内で出たごみ、清掃センターが各集積場所から収集しているのがどれだけ、そしてまたもうひとつ、市民の方が直接搬入されるごみがあります。その比率だと思います。だからといって、それが全部清掃センターで出ているということではありません。清掃センターが収集しているごみも、各町にあります集積場からいっぱいになりましたら、それを中山投棄場へ運びますので清掃センターから、運んでいるという事ではございませんのでお願いしたいと思います。私が言いました3%といふのは、これは純然たる清掃センターから発生したごみでございますのでそのようにお願いします。もう一度その数字的なものは確認させてもらって、議員の方へお答えしたいと思います。そして、清掃センターにも中継基地という話がございますけれども、私も、鳥居本中継場を考える場合に清掃センターも検討しました。確かにおっしゃったように中継基地として、場所的な事もあるのでございますけれども、いわゆる計量機もございませぬけれども、車の動きからしますとそれが使えるという形にはいきませぬ。下手すると計量機も新設しなければな

らないという導線、車の動きになりますので、それも勘案して、鳥居本の方でお願いするということでございます。鳥居本も場所的にいいますと、地域の最北でございますけれども、今までの各関係市町から集積をみますとそこへ運んでおります。また、中継基地として、そこでも計量機はあるわけでございます。また事務所もいるわけでございます。そういうものも現在あるものを使えるという事で、経費なども考えてその上で考えて中山に決めたということでございますのでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（北村收君） 再々質問。山内善男君

○5番（山内善男君） ちょっと言い忘れまして。全体額2,165万というふうにお答えいただきました。いろんな面もあったのではないかとおっしゃいましたけれども、たとえば私の集落や周辺の集落のみなさんからすれば、水面下でやりながら、いっぺんに公開をされて、それから住民の中で、ごく一部であるけれども知っている者がいたということで、結局は行政不信に結果として繋がっているということで、是非そういう点では、本当にあまり住民のみなさんから信頼を得る行政実務の状況ではなかったということ

を真摯に踏まえていただきたいと思います。私、先の議会で2つ目ですけれども、議員が関われないという問題ですが、先の議会で建設推進室長の山岸さんは、このようにおっしゃっているのです。私が、議員が候補地選定委員会の中に全員入るということでは理解をしていいのかという事に対して、議員の方を全員入れてという形ではございませんけれども、ただ組合の仕事としてはやっていくつもりですというふうにお答えいただきました。このお答えを聞いて、全員ではないけれども、逆にいえば数人でも入れるというふうに解釈しました。それでたとえば、当該の候補地になった議員とか、或いは議員の中でも賛成する者、反対する者あるので、議員の中で一回そういう部分も話し合いも含めてですね、もし絞られるのならそういうような適正な形で、全体の納得行く形で選定委員会の中に入っていくというやり方もされるのかなと思っておりましてけれども、先程の議会の答弁との齟齬について、もしお聞かせ頂けるならお願いしたいし、やはり議員も是非関わられるような配慮を本来すべきだというふうに最後申し上げておきたいというふうに思います。

それから、最後に中山投棄場の問題ですけれども、これは清掃センタ

一から中山投棄場へ運ぶ量が彦根の分について、直接搬入が48% 何らかの形で清掃センターから投棄場の方へ持ち込む分が52%半分以上という事なので、それなら何故わざわざ北の方まで持ち込むのかという率直な疑問があるということ、指摘をさせていただいたところです。そういうような指摘も含めて、現実を見ていただいて、ご判断をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 議員のご指摘いただいた、地元の行政不信というような原因も、これからは十分肝に銘じて事業の推進をしてまいりたいと思いますので、その点をご理解を頂きたいと思います。先の議会で私が答弁した内容というのでもあるのですが、そのときは少し行政関係者も入れていこうというところもございました。ただし、先程もお答えしましたとおり、今回、民間の方に選んでいただくという形で検討しておりますし、構成市の彦根市議会の判断もございまして、そういったところで、議員の方を除く形になったしまった事をご理解いただきたいと思います。ただ、すべての事案に関してほぼ議会を通さなければいけないとなりますので、その辺で十分意見を頂いたり、審議を

いただいたりしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（北村收君）中山投棄場主幹。

○中山投棄場主幹（水森豊孝君）

中継基地の選定でございますけれども繰り返しの答弁になります。清掃センターから出る量でございますけれども、それも各集積場も含めての量ですので、ご理解いただきたいと思います。そしてまた、現在あります事務所とか計量機、それが車の導線からうまく使えるか、また容易に稼働できるか、それから地元の理解であるとか、そういう事を総合的に判断しての事でございますので、宜しくをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（北村收君） 発言順位3番目。6番、西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 質問に入ります前に標題ごとの質問というように是非再考をしていただきたいと思います。議会の活性化が言われている事でありまして、テーマはそれぞれ一括質問でありますので、違いますので、是非ご検討頂きたいと思います。

それでは、1番目の中山投棄場埋立て終了後の不燃ごみ処理についてであります。4点設定をさせていただきました。先程の答弁ともかぶりますけれども、改めてお聞きしたいと思います。協定書に基づく埋立て

の期限がもともと明確でありました。これは、中山投棄場の設置そのものに住民の地区の方でありますけれども、反対運動があったことについても承知をしております。その反対運動に取り組んでおられたある2人の方ですが、地域の環境の悪化を一番心配をされて、反対運動をされていたように、私は記憶をしております。そういうことから17年の期限だっただと思っておりますけれども、期限がせまってきています。今からですと期限までは後1年と7カ月になります。こういう段階です、過渡期的な計画とならざるを得なかった原因と背景をしっかりと、ごみ問題の行政の対応、そして、行政と住民が協力し合って共感を持ちながら、ごみは出てくる問題でありますけれども、最小限に留めるという努力は行政と住民の側の協力がなくてはできない問題であります。そういう点からこの過渡的な計画、つまり押し迫ってこういう計画にならざるを得なかった、先程ありましたように、延命を期待していたということがありますけれども、もともと私が思いますのは、延命を期待するどころか、期限が決まっている問題を住民にきちっと責任を持つ立場から計画を進める必要があると思っております。それで、その原因の背景を改めて説明いただきたいのと、それから候補地選定ですね、

そういう関係で一度も、どの地域をというように選定の候補地も上げながら検討をしたことがないかどうかについてお尋ねします。2つ目は中継基地の設置ですね、これミスプリントで、協定内と書きましたが、協定書の外れた事項だと思っております。つまり期限後にもごみの搬入そして、簡略な処理はないですけれども、環境保全などがあるわけで、これが地元協議をどのようにして1年7カ月で中継基地の設置が決まるというのは非常に難しい問題だと思っておりますが、その見通しはどうか、お答え願いたいと思っております。3つ目は、民間業者への委託ですね、それぞれ大きな社会問題になってはいますが、その場所は最終処分場あるいは中間処分場かどうかお尋ねをします。4つ目には、地元住民にこのような状況になった事について、17年間の最終処分場、中山の投棄場の設置計画自体が、こういうようにして終了を迎えて、新たに中継基地を作るという訳ですから関係住民は勿論ですが、市民も参加し関係住民も参加して説明から求めるというのは、当然ではないかと思っております。そして、こういう計画だからというので、ウェブサイトもありますので、パブリックコメントを求めるという事が必要だと思っております。

標題の2つ目ですが、彦根愛知犬

上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会の設置について、2人の議員からも山内議員からも指摘・意見がございましたが、私の方からは公募委員の選定、選出を見ますと当委員会の設置要綱には明記をされていません。公募する当初の段階から、明確にしておかなければならないのではないかと思います。そして、1名でするのでこれはあまりにも、客観的な判断をする上で、公募委員が役割を果たすという事からみれば、評価し難いのではないかと思いますので見解を求めます。2つ目には、設置要綱の第9条に委員の守秘義務が書かれています。この第9条の全文です、趣旨、どういう背景、どういう狙いでこれができたのか、お答え願いたいと思います。それは、知り得た秘密および事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らした者とあります。これはどのような情報か、非常に漠然としています。それから同委員会の任務からすれば候補地にかかることが明確だと思いますけれども、候補地を住民との共通認識の下で住民合意を進めるうえで、漏らしてはならないを強調して、すべての住民にオープンにしながらか進めていく、この事を否定する事になるのではないかと思いますが見解を求めたいと思います。

○議長（北村收君） 中山投棄場主

幹。

○中山投棄場主幹（水森豊孝君）

ポスト中山につきまして4点のご質問をいただきました。

1点目の過渡的な処理計画となった原因と背景、また候補地選定の取組はどうだったかというご質問の1点目でございます。中山投棄場の埋立て処理終了後の計画でございますけれども、過渡的なということで、民間処分場への業務委託としてあげております。原因とか背景につきましては次の3点程があげられると考えております。1つ目でございますけれども先に山内議員へお答えしましたとおり、中山投棄場への搬入量が、近年はピーク時の半分程度の搬入実績から使用期限の延長を期待していたことが1点目でございます。2点目でございますけれども現在の中山投棄場への埋立てがそうなのですが、住民から排出されたものをそのまま埋め立てている状況でございます。そういう手法から、排出されたごみを徹底的に選別しまして、資源化できるものはリサイクルし、どうしても最終的に処理できないものだけを埋め立てるシステムへの変更が必要となっております。これには、構成市町の収集体制の整備をはじめ、ごみ選別処理施設の整備、また最終処分場の建設を勘案して進める必要がありますが、この取り組みを具体

的に取り組めていないことも原因と考えられます。3つ目でございますけれども、これも先程申し上げましたけれども中山投棄場での埋立て終了後の不燃ごみの処理につきましては、行政組合または彦根市や犬上三町の廃棄物担当課の方々に協議をすすめておりましたけれども、主体的に動く部署がもうひとつ組織上明確でなかったことが考えられます。これは、大いに反省しなければならないと思っております。以上のとおりでございます。次期最終処分場の候補地の選定は手つかずの状態のまま、埋立て終了までの残された1年半の期間で対応できる手法を検討した結果、現時点では、中継民間処分場への委託処理しか選択の余地がないと判断したものでありますので、ご理解願います。

2点目でございますけれども、中継基地の設置にあたっての地元協議の見通しはどうかというご質問でございます。何度も言っておりますように、民間処分場へ処理を委託する場合には、中継基地の設置が必要でありますけれども、そのために必要となる用地が容易に確保できること、付属施設・設備として必要となる事務所、計量設備が既にあり、それを利用できること、これまでに中山投棄場の設置について多大なご理解を頂いていることなどから中山投棄場

の埋立地内を第一候補地として地元の方をお願いしているということでございます。これまでに、鳥居本学区自治連合会と彦根市で定期的開催されています調整会議というのがございますけれども、そこでご説明させていただきました。また、先日でございますけれども、鳥居本学区の自治連合会理事会、自治会長会議でも同じ説明をさせていただいており、様々なご意見、ご質問を頂いております。出されましたご質問等につきましては、課題を整理して、ご要望に対しましては、広域行政組合をはじめ、構成市町で誠意を以って対応させていただくことで、ご理解、ご協力を得たいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

3つ目でございますけれども、民間業者への委託内容と言う事でございます。この委託の内容には、いくつかありまして、まず1つ目は中継基地から民間業者までの運搬委託でございます。もうひとつ民間処分場での処理でございますけれども、まず破碎の他、選別等を行いまして、焼却できるものは焼却、リサイクルできるものはリサイクルということで中間処理が伴います。そして、最終処分として残るものは最終処分として委託と、こういういくつか考えられる内容のものでございます。とはいいましたけれども、現時点では、

特定の業者に絞っているものではないかと
思います。

最後に4つ目の質問でございますけれども、関係市町の住民への説明が必要ではないかと言う事、また、パブリックコメントすべきではないかというご質問でございます。関係市町の住民の方々に対しましては、不燃ごみの埋立て処理から民間処分場への委託処理への変更でございますので、その点については丁寧に説明しまして、ご理解を得る、また併せて安全に処理するため、不燃ごみの家庭から排出時の注意点を喚起することを考えております。パブリックコメントでございますけれども、関係市町の住民の方にごみの排出等に大きな変更が伴う場合、廃棄物処理計画の見直し等に該当する場合は、考えなければならないと考えておりますけれども、今回のことにつきましては、住民の方が排出される扱いに大きな変更は予定していないことから、今回につきましてはパブリックコメントはしないと今の考えでございます。宜しくお願いします。

○議長（北村收君） 建設推進室主幹。

○建設推進室主幹（村上義一君）

選定委員会の設置要綱案につきましては、本組合の過日行われました全員協議会において説明させて

いただいたとおりでございます。この設置要綱は他団体の例からも公募委員の選定方法まで明記するものではなく、委員会全体の運用方法を規定するものと解釈しております。公募委員の選定につきましては、議員のご指摘のとおり、公募当初には明確にしておく必要があると考えておりますので、現在公募委員選定要綱を作成中でございます。基本的には組合職員数名からなる選定機関を作り、応募動機、他の機関の委員状況などを参考にしながら、必要な場合は面接も含めて厳正な審査を行う予定でございます。委員会委員でございますので、要綱に規定しております委嘱時の要件が欠けた場合には当然辞めていただくこととなります。また、公募委員1名につきましては、地域の方々の意見を吸い上げる形として各構成市町から環境活動に関わっておられる方を環境衛生委員として5名推薦していただく予定でございますので、自発的に応募されたい方は1名とさせていただきますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 候補地選定委員会の設置にかかる設置要綱の第9条の守秘義務の目的についてお答えいたします。選定委員

会の設置要綱案第9条の守秘義務につきましては、地方公務員法第34条の職員の守秘義務規定に基づく形で、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとしたものでございます。また、選定委員会は審議会まではいかないものの、重要課題を検討していただくため審議会に準ずるような委員会と考えており、委員は同法第3条に規定する特別職公務員等に準ずる者と考えているため、守秘義務規定が適用されるとしたものでございます。したがって、候補地に限定するものではなく、選定委員会の中で公開としないと決定したものについては、一般的な形として公務員の守秘義務規定を守っていただくというものでございます。ごみ処理施設に関しては、議員ご指摘のとおり、住民合意が最も重要であると考えておりますので、地域の皆様にご理解いただけるよう出来る限りの情報を公開していけるよう努めてまいりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（北村收君） 再質問。西澤申明君。

○6番（西澤申明君） テーマ1のところ、計画的処置とならなかった背景で3点、言われました。その中で組織上ははっきりしていなかった。体制や、いわゆる意思決定ですね、計画を進めていく体制がなかったと

いう意味だと思いますが、私も中山投棄場に見学に行った時期がございました。その時に誰から説明を頂いたかは記憶にないのですが、その時はあと7年。つまり10年経った時点でありました。7年というのは、すぐに経つということで、それぞれ議員が各々に次の計画の必要性など話をしてきた事を覚えています。そこからみますとですね、7年後の計画、そして今1年7カ月を残した段階でこういう状態になったというのは、実質上ですね、この埋立て最終処分場の中山投棄場をどうするのか、大きなテーマをちゃんと正面に据えて、行政組合の理事者の中で論議をしてこなかったという率直な反省がいるのではありませんか。その事を見解求めたいと思います。2つ目はですね、②に関してですが中継基地の設置、これは行政側の都合をずっと言われていましたが、経過期間、これは次の最終処分場ができるまでという事になりますから、何年間つまり地元協議をする上では、本協定があったように17年間と言う設定ができるのか。つまり5年とか10年、経過的処置ですから5年、10年というのがだいたい長すぎますよね。3年とか2年とか期限が切れるのかそういうことを明確にできるのかどうかお答え願いたいと思います。④のところは、説明会もパブリックコメン

トも求めること考えていないと言う訳ですけれども、これは、鳥居本学区の理事会といえども、役員さんだけでなく、いろんな地域全体に網羅をしてですね、問題が起こる影響が広がるという場合には、その地域住民がきちっと参加出来る場を行政が保障する必要があります。これは3.11でもいろんな放射能汚染をどうするのか、新しい高台に移転するのはどうするのかというのは、役員だけで検討しているわけではありません。地域全体に影響を及ぼしますので、私は是非、地元住民にはまず鳥居本学区の方は参加して、いろんな疑問や不安が行政から回答を求められるという場所を是非設定していただきたいと思いますが、見解を求めたいと思います。

それから、テーマ2の標題2のところですけど、9条は地方公務員の守秘義務に準ずるという事でしたが、私はそうかなとは思いますが、それができるのかなと、つまり設置要綱で要綱だけで決められています。そして身分が地方公務員ではありません。それが地方公務員法による守秘義務が課せられる事なのかどうかですね、こういう矛盾がないのか再度お聞きします。そして、この事は守秘義務を課す必要が無くなってくる、先程の答弁でですね、候補地選定の節々で公開で論議をします、公開で

場所の選定なども話し合いをしますと、選定委員会の開催ですね。公開でするわけですから、守るべき秘密が無いというふうに思うのですが、その矛盾との関係はどうされるのですかご説明をお願いいたします。

○議長（北村收君） 中山投棄場主幹。

○中山投棄場主幹（水森豊孝君） 西澤議員から3点のご質問をいただきました。

1点目の過渡的な計画をとらざるを得なくなったということでございます。先程も原因とか要因はいいましたけれども、そういうことでございますけれども、やはり反省しなければならない点はきちっと反省して、今後活かすと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。中継基地の設置でございますけれども、いつまでか明らかにせよということでございます。この点につきましては、今地元の方からも頂いている事でございます。議員も言われたように、次の最終処分場が見つかるまでという事ではなしに、その間にいわゆる、選別施設を作りたいという考えを持っております。その作り方という事になるのですけれども、今の時点ではいつと言う事を具体的には言えませんけれども地元へ話し、ということもございまして、その点を考えてやらせていただくと

いうこととございます。4つ目とございますけれども、地元の方につきましては、調整会議、理事会、そして自治会長さんにも説明させていただくということとございます。その自治会長さんから各町の方に話は下りている。すでにいくつか自治会から資料を全員に配るから欲しいという話もいただいております。そういう事で、自治会長から町民のみなさんへ話が下りると考えておりますのでご了承願いたいと思います。以上とございます。

○議長（北村收君） 山岸建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 再質問にお答えします。

まず最初の地公法規定というのは、網としてかけられるのかということとございますけれども、やはり公共事業に携わった重要な課題を審議していただきますので、今回は条例設置はしませんでしたけれども、それに準ずるような形であると考えておりますので、これは守秘義務は守って頂く必要があるという事で、特別に要綱で規定したものとございます。あと公開で進めていくのに、その規定は必要ではないのではないかとこの事なのですが、たとえばの話とございますけれども、他にも法律は色々ありまして、個人情報保護法とかもございまして、個人の情報に

ついては漏らしてはいけないというところもありますので、たとえばそういったところが出てきた場合には、守秘義務は守っていただく、というところも必要とございますのでケースバイケースではありますけれども、この規定は必要であると考えております。以上とございます。

○議長（北村收君） 再々質問。西澤伸明君

○6番（西澤伸明君） 標題1の中山投棄場に関する所ですけれども、あらためて住民の方ですね、理事者が招集をされるにしても、行政がちゃんと対応して、こういう計画で行きたいと言う事を是非、表明なり説明の責任を負っていただきたいと思いますが、それについての回答をお願いしたい。もうひとつは、経過期間、過渡的期間の期間は最終処分場ができるまでではないと言われましたので、地元住民の方は、ひとつ安心だというふうに思いますが、それで何年というふうに行政側は、地元の役員の方々と協議をしていく中で、数年の範囲で定めるという事なのですか。10年以内だと思いますが、その辺の見解をお願いします。

それから、標題2の所で、先程質問を忘れましたので言いますと、今後の委員ですね、公募選出の要綱を今作成をしているとの事でありましたが1名を選定するうえで、行政が選

び取るということですので、ますます公明性がなくなります。ですから併せてですね、1名の枠を3名・4名に広げていく必要があるというふうに私は改めて思います。回答の中で環境衛生委員の各町から選ばれる5名の中に公募的な委員が入ってくるような答弁されましたけれども、これは全く行政が選びとってですね、委員になってほしいと選定しますので、住民の側が関心を持ってこういう問題できちっと発言をしたいと思った方が、入る見通しがなくなります。狭まります。この事を改善する必要がありますが答弁をお願いします。

○議長（北村收君） 中山投棄場主幹。

○中山投棄場主幹（水森豊孝君）

1点目の鳥居本、地元の住民の方への説明でございます。先程もいいましたけれども理事会とは別に自治会長会議と言う事で、70名程集まって頂きました。そういうことで全ての自治会の方、自治会の会長さんは今の話をご存じでございます。その下への下ろし方は、その自治会長さんにお任せしまして、既に何件か自治会からは資料を用意してくれとの要望を受けているところです。また鳥居本自治連合会の方で、改めて会合を行政を入れるのではなくて、会合をすると聞いております。そうい

う事をお願いしたいと思えます。あと1点でございます。中継場の何年までと言う点でございます。地元には、ご理解いただける具体的なところで表現していかなければいけないと思えますが、現在この時点で何年ということは、まだ協議が出来ておりませんので、お答えできませんけれども、出来るだけ短くしなければならないという考えをもっておりますのでよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（北村收君） 建設推進室主幹。

○建設推進室主幹（村上義一君）

先程の問いにお答えいたします。1市4町に環境活動に関わっておられる方を推薦していただくわけですが、これは1市4町の方で市町にお願いするように考えております。今おっしゃるように1名につきましては、現行のまま公募にさせていただきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（北村收君） 以上で一般質問を終結いたします。これで本日の日程は、全部終了しました。これをもって会議を閉じます。平成26年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。皆様、大変ご苦労様でした。

午後4時55分閉会

會議錄署名議員

議長 北村 收

議員 吉岡 忍ミ子

議員 八木 嘉之

全 員 協 議 会
(8 月 28 日)

平成 26 年 8 月 28 日(木曜日)

午後 1 時 58 分開会

○議長（北村收君） 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。それでは、定例会の開会前にお時間をいただき、全員協議会を行います。それでは、本日の欠席者について事務局に報告させます。事務局長。

○事務局長（高田秀樹君） 失礼いたします。事務局長の高田でございます。本日欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。

甲良町の木村修議員と彦根市の小川喜三郎議員の2名の方々から公務等による欠席届が提出されております。以上でございます。

○議長（北村收君） 次に、今定例会の開会にあたり、管理者よりあいさつをお願いいたします。管理者。

○管理者（大久保貴君） みなさまこんにちは。一言ごあいさつを申し上げます。本日、平成 26 年 8 月組合議会定例会開会にあたりまして、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、平素から、当組合の管理運営に格別のご支援とご協力を賜っておりまして、重ねてお礼申し上げます。次第でございます。

さて、今定例会は、平成 25 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めること

について、平成 26 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算、彦根愛知犬上広域行政組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例案、彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例案、彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案、および彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについてにつきまして、議案の上程をさせていただきますので、何卒、慎重なご審議のうえ、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（北村收君） ありがとうございました。これをもちまして、全員協議会を終わります。

午後 2 時閉会